

帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第16号

帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第28条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。

第17条第1項中「第28条第4項中」を「第28条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と、同条第4項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。